研究報告

日本における小農の成立過程と近世村落の共済機能
―「自治村落論」における小農像批判―

東京大学大学院　農学生命科学研究科　講師
一般社団法人 ＪＡ共済総合研究所　客員研究員
戸石七生（といしなな）

アブストラクト

本稿では、日本の小農の特質について、村と小農の家の関係という観点から歴史的に論じた。結論として村が小農の仲間的結合である共同体であり、小農の存在が意思決定に欠かせないため、小農の自治によって運営されていること、さらに小農による農業経営が村にその存続を保障されていることが、日本の特徴であると言える。

小農レベルの家が農業経営として成立したのは中世から近世にかけてのことであった。ただし、近世初期の小農が村落自治に必要不可欠のメンバーとなるには、いくつかの段階を経る必要があった。まず、小農は公権力によってその効力を保証された検地帳を根拠に、自らを年貢納入の村請の担い手であると自任し、村の資源に対する権利と村における政治的メンバーシップを主張した。ただし、18世紀に入ると飢饉などによって人口学的に大打撃を受けた地域では、多くの新しい農業経営が誕生した結果、17世紀に行われた検地帳によって、村の資源に対する権利や政治的メンバーシップを正統化することはできなくなった。その場合、単なる家の集合ではないある種の「公」としての権威を備えた村が、家に与えた百姓株式（土地に対する権利とコモンズに対する権利のセット）が小農の権利を保障することとなり、村は小農の共済のための装置となった。

（キーワード）　小農　「公」としての村　家　共済　百姓株式

目　次

1. はじめに
2. 自治村落論の問題点――小農の共同体としての自治村落――
3. 近世村落における小農による自治と共済の成立過程――白川部達夫の百姓株式論――
4. 家が先か、村が先か――坂田聡の家論――
5. おわりに――残された課題――

1．はじめに

現在、世界的に小農が脚光を浴びている。国連ではビア・カンペシーナの問題提起を受け、「小農と農村で働く人々の権利宣言（英語タイトル：Declaration on the Rights of Peasants and Other Working in Rural Areas）」を議論するワーキンググループが立ち上げられている[1]。そればかりではなく、国連はこれに先立って2011年に2014年を「国際家族農業年」と決定し、「小規模経営投資国家戦略」などの小規模農業保護政策を推奨している。

だが、小農のあり方やその歴史的文脈は地域によって大きな差があり、筆者は通文化的かつ超歴史的な小農の描かれ方に危機感を覚えている。「Peasants and Other Working in Rural Areas」という英語タイトルを「小農と農村で働く人々」と訳すこと自体に筆者は既に大きな問題と抵抗感を覚えているが[2]、「小農」という言葉がその歴史的文脈を置き去りに独り歩きしている現状には一人の日本村落史研究者として首を傾げざるを得ない。せめて、日本の「小農」について論じるのであれば、日本においては何を小農と定義しうるのかを明らかにしておくべきではないだろうか。そうでなければ、「国際的」な「小農政策」が日本の実態と乖離したまま日本の「小農」に適用されることになりかねない。「先進国」から政策パッケージをアリバイ的に導入しても、日本の「小農」の状況の改善に繋がらなければ何の意味もないのである。そのためには、国際比較の観点から日本の「小農」を解明する作業が不可欠である。「歴史的に手垢のついた」小農概念を捨て、新しい小農概念を提唱すべきとする人々もいるが[3]、奇を衒った「小農」の定義に基づき、現実から乖離した運動や政策を実施しても意味はない。必要なのは、歴史的・社会的文脈を踏まえた実用的な「小農」や「小経営」の概念である。

小農を対象とした比較研究のうち、日本の「小農」について多少なりとも実用的な理論的枠組みを提供しうる可能性があったものの一つが、齋藤仁が前世紀に提唱した「自治村落論」である。「自治村落論」の骨子を端的に述べれば、世界に冠たる近現代の日本の農協運動の成功の要因は、近世期に全国に形成された日本の「自治村落」を単位にしたことにあり、そのような「自治村落」は国家権力との交渉経験によって形成されたというものである。

齋藤や、彼に続く自治村落論者、特に大鎌邦雄や坂根嘉弘のような論者はアジアの他国との対比において、日本は特殊であり、日本のような「自治村落」の存在する農村社会はアジアの他国には存在しないと主張している。さらに、彼らは日本の近世社会を指してアジアの他国に存在しないヨーロッパ同様の封建制とするのであるが[4]、彼らのうち誰一人として実証的な根拠を挙げられていないので、自治村落論者自身のイデオロギー的な問題として、学術的には無視してもよいだろう[5]。むしろ、彼らが日本農村社会の何をもってアジアの他国と違うとしたのかが問題である。それは、自治村落自体の根本的な定義に関わるからである。自治村落論は、自治村落という言葉自体を有名無実としないためにも比較研究のツールとして耐えうるだけの理論

的頑健性を備えているのだろうか。自治村落論が理論的枠組みであるからには、それは単なる大家の思い付きであってはならず、各論が相互に矛盾しない体系性を備えていなければならない。

しかし、自治村落論においてはそのような体系的整理がなされているとはいいがたい。パイオニアである齋藤の説についても、重要性を吟味しないデータに基づいた重箱の隅をつつくような他の自治村落論者による批判が続き、齋藤の自治村落論の根本的批判や、理論的な整理に繋がるどころか、かえって論点を小さく分裂させる結果となっている[6]。このような齋藤批判の「意義」について筆者は、ここでは詳しくは触れないが、自治村落論の理論的脆弱性について折に触れて指摘した身として、建設的な提案をする必要性を感じる。それは、自治村落論者の主張に賛成するというより批判をすることになるが、アジア諸国と日本の村落社会を比較する上では意義のあることであろう。

自治村落論者のうち、アジアの諸国との比較を念頭に置いて自治村落を歴史的に論じた研究者には大鎌・坂根と有本寛がいる。この中で、「自治村落」と「小農」という二つの概念の関係を最も意識的かつ緻密に論じているのは大鎌である。さらに、坂根は文化人類学を応用したその方法論について、また有本は領主制の理解について、筆者は大きな問題があると考えており、それらについて論じることは本稿の射程を超える[7]。よって以降、本稿では大鎌の説について批判的検討を加えながら、日本の小農の特質について論じることとする。

2．自治村落論の問題点――小農の共同体としての自治村落――

1）比較研究の枠組みとしての自治村落論

大鎌の自治村落論の問題点は、端的に言ってしまえば日本・西欧・東南アジアの三地域を比べ、その村落を「小農の共同体」と定義し、東南アジアの農村のみが「自治村落」としての要件である上部行政権力との交渉経験を備えていないとした上で、それを理由に日本と西欧のみに「自治村落」が存在すると主張していることである[8]。ユーラシア大陸に限っても日本・東南アジア以外には東アジア・南アジア・中央アジア・西アジアという広大な地域がある。にもかかわらず、なぜ東南アジアのみを取り上げて、日本との違いを強調した上で、日本と西欧のみに自治村落が存在するなどというナンセンスな主張をするのであろうか。少なくとも中国と並んで世界に冠たる農業大国であるインドについて、自治村落論者がまともに議論をしていないのは残念なことだと筆者は考える。そもそも、大鎌が「非自治村落的」とした東南アジアの村落も、果たして上部行政権力との交渉経験を持たないと言えるのであろうか。

例えば、インドネシア共和国・ジャワ島には、主に小農によって形成される有名なデサ（desa）と呼ばれる共同体がある[9]。デサについて、インドネシア史研究者倉沢愛子は次のように述べる[10]。現在のデサは、しばしばインドネシア共和国政府のカルラハンと定義されている村落の行政単位と同義語として使われている。だが、オランダ植民地行政以前のデサの形態についてはあまり知られていな

い。倉沢は「村落社会がオランダ植民地行政機構に組み込まれてゆくプロセス」において、自然集落あるいは慣習法的共同体デサがいくつか集まって行政組織あるいは法的共同体としてのデサを形成したという。

デサの起源が自然集落にあるか、慣習法的共同体にあるのかは、自治村落論を批判する上では問題ではない。自治村落の存在を論じる際で決定的なのは、上部行政権力との交渉経験である。オランダ植民地時代のデサは確実に行政組織であるから、ジャワの農村社会には上部行政権力との交渉経験があることになる。このような事例を見ると、東南アジアの村落を一概に「非自治村落的」と決めつけることはできない。

さらに、アジアとはヨーロッパを除いたユーラシア大陸全域を指すにも関わらず、東南アジアのみを比較対象とするのは既に述べたように、比較対象の設定という点で問題がある。パイオニアである齋藤がアジアにおける比較対象を東南アジアに限定していることは、必ずしも自治村落論を発展的に継承する立場の人間である大鎌がそうすべきであるということを意味しない。大鎌が齋藤のやり方をそのまま踏襲するのであれば、東南アジア以外のアジア諸国を比較対象から除外する何らかの正当性が必要であろう。

大鎌はそれに加えて、齋藤の研究に依拠し、「東南アジアの地縁共同体は自然条件の相違を一つの根拠とした農法の相違から、日本や西欧の共同体に比して構成員に対する強制力は弱」いとする[11]。しかし、少し考えれば、これが論理として矛盾していることは明らかである。日本と東南アジアの自然条件や農法の相違が、日本と西欧の自然条件や農法の相違より大きいという証拠は、どこにもないからである。大鎌の論理は、東南アジアや西欧といった広大な地域の自然条件や農法の多様性はもちろん、日本国内の自然条件や農法の多様性も考慮に入れていない。日本一国、本州だけ例にとってみても、村落の農業のあり方は里村、山村、海村という村柄によって大きく異なるのである。それにもかかわらず、のちに詳しく説明する百姓株式のような共通する制度が日本の農村にはある。よって、自然条件や農法の相違が直ちに村落のあり方に直結する訳ではない。

このように、大鎌の自治村落論には前提に様々な問題があり、比較研究として評価すべきものではない。そもそも、西欧については日本との「似たもの探し」をする、東南アジアについては日本との「間違い探し」をするという、対象によるアプローチの違いがあること自体が比較研究としては誤りである[12]。比較研究では、相違点と共通点双方について論じられなければならない。要するに、大鎌の自治村落論はこと比較に関する限り、「日本と西欧は似ていて、日本と東南アジアは異なっている」という先入観による結論が先にあるから、日本と西欧については共通点を探し、日本と東南アジアについては相違点を探すという作業を行うのである。齋藤や大鎌がマルクス主義的発展段階論以外に方法論の選択肢を持たなかった世代であると考えれば、それは仕方のないことかもしれないが、筆者のように方法論について様々な選択肢のある世代には逃げ道はない。上の世代の過ちを繰り返さないことが筆者の世代の義務である

し、また上の世代の過ちを指摘することも筆者の義務だと考えている。

さらに、すべてを西欧＝先進的、アジア＝後進的（ただし日本は例外）と当て嵌めなければならないマルクス主義的発展段階論による先入観以外にも、大鎌の自治村落論は比較史の方法論として失敗する理由があると筆者は考えている。結論から言ってしまえば、それは、大鎌が自治村落と小農の関係を突き詰めて考えていないことにある。要するに、大鎌の自治村落論は社会を分析する理論的枠組みとして十分に整理されていないのである。

それでは、比較研究の前に、大鎌が日本の自治村落について、そして小農と共同体について何を述べているか見てみよう。

２）小農の共同体としての「自治村落」

大鎌が自治村落の成立過程について最も詳細に論じているのは、「日本における小農社会の共同性」（2012）[13]である。本節ではこれに依拠し、大鎌の自治村落についての定義の要点を確認する。

大鎌は、自治村落成立の要因は農法にあるとする。つまり、中世の長床犂をもちいた牛馬耕から、近世に小農家族の鍬をもちいた人力耕への転換が行われ、労働集約的「小農農法」が成立し、土豪層からの小農の「自立」を招いた結果、「17世紀末から18世紀初めには、農民身分で「家」の観念を共有する小農により構成された共同体であり、行政組織として強い自治能力を持つ藩政村＝自治村落が成立した」という[14]。そして、近世の自治村落は齋藤の定義に従い、「対外的交渉機能を持ち、同時に構成員である独立小農をその個々の意思を超えて拘束する団体」であるとする[15]。

大鎌の主張のうち、農業経営の労働集約化が小農経営の成立をもたらしたこと、つまり生産様式の変化が、経営形態の変化を招いたことについては、実証研究による検討の余地はあるものの、論理それ自体に飛躍や矛盾はない。問題なのは、「農民身分で「家」の観念を共有する小農により構成された共同体であり、行政組織として強い自治能力を持つ藩政村＝自治村落が成立した」という記述である。

だが、村落の自治能力を問うのであれば、小農の存在は必ずしも要件とはならない。なぜなら、大鎌自身が中世には土豪（年寄層）による自治があったとしているからである[16]。小農と自治を結びつけるのであれば、小農経営の成立を生産技術の面から説明することよりも、小農がいかにして村落の政治的ヘゲモニーを掌握するに至ったかを直接説明する方が重要なのではないだろうか。

では、大鎌は小農が村落の政治的ヘゲモニーを掌握するに至った過程をどのように説明しているのだろうか。大鎌は渡辺尚志と大藤修の研究に依拠しつつ、17世紀に頻発した村方騒動が、小農が村の自治に参加する契機となったとする[17]。ただし、大鎌は村方騒動が頻発したメカニズムについて明らかにしていない上、同族団の本分家関係が近世においても残存し、本家が「経済的関係を超えて」低い家格の分家層を「社会政治的に」支配したとする[18]。

ならば、近世村落は齋藤の定義するところの「対外的交渉機能を持ち、同時に構成員である独立小農をその個々の意思を超えて拘束

する団体」と言えるのであろうか。大鎌の定義するところの近世村落は、土豪（年寄層）が下人層を「人身的に支配し」ていた中世の村落の「土豪」を「本家層」に、「下人層」を「分家層」に、言葉を置き換えただけのものになってしまっていないだろうか。確かに、大鎌の側からは経営面で小農が自立しているため、中世村落と「全く」同じではないという言い訳が可能かもしれない。しかしその言い訳も、先ほど言及した大鎌自身の、近世村落には「経済的関係を超え」た本家分家の支配関係が成立していたという記述で無効になってしまうのである。

結局、大鎌自治村落論では小農による村落自治の成立を説明できない。そこには、経済・経営面における小農の自立と社会・政治面における小農の自立をつなぐ論理がないため、どうしても飛躍が生じてしまう。よって、筆者は自治村落の成立を論じる際には、生産様式という経済的経営的観点から間接的に小農による村落自治の成立を説明するよりは、直接的に社会的政治的に村落がどのような変化を遂げた結果、小農が村落にとって欠かせない意思決定主体となったのかを説明すべきであると考える。でなければ、いくら「小農」や「対外交渉能力」をキーワードに農協運動の基盤としての村落を論じても、自治村落論は理論と実証が結びつかない単なる言葉遊びに終わってしまうのではないか。

では、小農による村落自治は、近世社会において本当に実現したのだろうか。結論から言ってしまえば（地域差はあれ）、筆者は近世村落において、小農による自治が成立し、それに伴って村落が小農レベルの家の存続に対して責任を負うようになった、言い換えれば共済（保障）が村落の義務になったのは、一般的な現象であると考えている。次章では白川部達夫を中心とした他の先行研究のレビューにより、そのメカニズムを探ってみたい。

3．近世村落における小農による自治と共済の成立過程――白川部達夫の百姓株式論――

管見の限り、近世史研究において小農の協力なしに近世村落の政治的な運営が不可能となる過程を、村落構造の変化の面から最も明快に説明しているのは白川部の百姓株式論である。よって、本章では、主に白川部の百姓株式論に依拠し、いかにして小農による自治が実現し、小農レベルの家に対する共済が村落に義務付けられたのかを村落構造の変化の観点から明らかにする。

まず、大前提として日本農業の構造について述べる必要がある。白川部は近世の日本農業において、土地はそれのみでは耕作対象として成立せず、百姓は水利と草山を必要不可欠としたと指摘する[19]。入会は緑肥及び耕作用の牛馬の飼料の供給源として重要であり、その状況は化学肥料とトラクターが普及するまで続いた。よって、水利権・入会権と土地所持は密接にかかわっていた。よって、白川部は近世社会における土地所持は単なる土地の所持を意味するのではなく、土地所持が入会権・水利権とセットとなった村のメンバーシップである「百姓株式」の所持を意味すると主張する[20]。

逆に、村は百姓株式の管理を通じて個別の百姓の農業経営をコントロールした。つま

り、村は水利権・入会権のみならず土地についても「村の土地は村のもの」という所持権を主張していたのである。白川部によると、村の土地に対する所持権は、村の「村借り・郷借り」という行動に見ることができるという[21]。村は困窮すると村の土地を担保に借金をしたが、その際取り交わされた証文には、担保になった土地の総面積を記すだけで、村が借金を返済できなければ債権者（金主）は好きな土地を取ってよいというものすらあった。土地に対する個々の百姓の所持権に村の所持権が優越しているのでなければ、こんなことはできないであろう。

そして、近世村落は個別の百姓の経営をコントロールするだけではなく、個別の百姓の農業経営の存続に責任を負っていた。そうしなければ百姓は村を去り、より厚遇してくれる村へ行ってしまうからである。近世の百姓については移動の自由がなく、「土地に緊縛」されていたというイメージが教科書レベルでは流布しているが、実際には他村の百姓株式を手に入れるという形での移動は大いに行われていたのである（拙著『むらと家を守った江戸時代の人びと』農山漁村文化協会2017参照のこと）。とりわけ近世初期には、戦乱の終了によって日本各地で開発だけではなく再開発が行われ、多くの農業人口が奪い合いになり、よりよい営農条件を求めての百姓の移住が頻繁に見られた。こうした「走り百姓」という現象については宮崎克則の『逃げる百姓、追う大名－江戸の農民獲得合戦』（中央公論新社、2002）に詳しい。また、近世後期には、村に本籍を置いたままにしていつでも帰れるようにした上で、所得水準を向上させるために江戸のような大都市に一家で長期の出稼ぎに出る百姓も多くいた。こうした都市農村間の人口移動については、平野哲也の『江戸時代村社会の存立構造』（御茶の水書房、2004）が詳しいが、そこには挙家離村しようとする百姓を必死に引き留めたり、残された耕作放棄地の荒廃を必死に食い止めたりしようとする村や村役人の姿が赤裸々に描かれている。農業経営は労働集約化すればするほど、より多くの人手を必要とする。このような状況下では、近世村落は何としてでも個々の百姓が村で営農を続けていけるようにその家の存続を保障する必要があった。よって、共済は村の存続にかかわる大事であった。

ただし、小農レベルの百姓と村の間にこうした関係が構築されるには、時間を要した。近世において、まず、小農層の発言権の基盤は、彼らが検地帳で土地を名請けし、年貢負担者として登録されたことにあった[22]。村が年貢収納に責任を負うという村請制のもとで、国家権力によってその効力が保証された検地帳に年貢負担者として登録されたことは、小農にとって村のメンバーであることを国家権力（公儀）が保証しているのと同義であった。従来、他の百姓の名のもとに分付記載された百姓は、経済的にも政治的にも自立していないと言われてきたが、たとえフルメンバーシップでなくても、国家権力の承認のもとに村のメンバーシップを獲得したことは、村の運営に参加する上で大きな前進である。つまり、国家権力の承認が近世村落の小農にとっては、村役人層のような上層農に対抗する上での権源となったのである。

次に白川部は、筑前福岡藩の村で享保飢饉

以降の質地の請戻しが何年経っても認められたのに対し、それ以前に遡及しての質地の請戻しを禁止しているケースがあることに着目し、村によって管理される百姓株式が、国家権力によってその効力を保証された検地帳にさえ対抗しうる権限として機能していると評価している[23]。白川部はその原因として、享保飢饉により地域の人口が激減し土地が荒廃する中で、潰百姓が大量に発生し、検地で土地を名請けした家が絶えてしまい、土地の所持関係が大きく混乱したことで、新しく検地における名請けとは無関係である農業経営が多く成立し、それらなしでは村が運営できなくなったということがあるという。つまり、享保飢饉により、前世紀に作成された検地帳における土地の名請けの継承が技術的に不可能になったのである。日本全国の村で享保飢饉が百姓株式の成立の契機となったとは言えないが、全国的な検地は17世紀末には終了しており[24]、その後日本を襲った度重なる飢饉を考慮すると、徐々に検地帳における土地の名請けの系譜上に個々の家の農業経営の実態を位置づけることが技術的に困難になった可能性は非常に高いと考えられる。こうした新しい営農者の大多数が上層農であるということは考えにくい。上層農が他村に移っても勢力を維持し続けるのは、新しく開発された村でもない限り考えにくいからである。むしろ、小家族、あるいは独身者からなる小農経営であるとするのが妥当だろう。

国家権力によってその効力が保証された検地帳ではなく、村によって管理される百姓株式に正統性を求めざるを得ない農業経営なしに村の運営が不可能になったことは、重要である。村が国家権力に対抗するようなある種の公共性と政治的権利を獲得しなければ、村役人層の力は制限されず、百姓株式が（国家権力にその効力を依拠する）検地帳に対抗するような小農にとっての権限たり得ることはない。恣意的に村を運営しようと考えていた上層農にとってはこのような傾向は決して好ましいものではなかっただろう。しかし、村における小農の権利を強化しなければ、人的資源を他の村に奪われてしまう。よって、多くの場合、上層農は次第にそれまで持っていた既得権を放棄し、小農に譲歩して村におけるその政治的・社会的地位を制度的に強化し、村の運営を安定させるという選択肢を選ばざるを得なかったのではないだろうか。

では、上層農はいかにして政治的な譲歩を強いられたのであろうか。白川部の紹介する信濃国佐久郡下海瀬村本郷組（現在の長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬の一部）の事例を見てみよう[25]。17世紀後半の下海瀬村本郷組では、それまで一人であった名主を二人制にしようとして上層農が対立し、争論が起きた。白川部は、その原因として、異なる性質の同族団を基盤とした上層農の勢力争いがあったことを挙げている[26]。つまり、名主二人制を積極的に推し進めたのは、小農レベルであれ血縁分家が増加することで、ヨコの性質を強く持つ仲間的同族団結合により村内における影響力を拡大した上層農であったのに対し、消極的であったのは非血縁の下人・門屋・抱屋を抱え、タテの性質を強く持つ同族団結合に依存していた上層農であったというのである。家族社会学者長谷川善計は、血縁分家は血縁のない分家と異なり、立場が強

く、本家と対等に近い関係にあることが多いため、分家と言っても血縁分家と非血縁分家を峻別すべきだと主張している[27]。また、近世史研究者中野達哉は、血縁分家は所持する土地が本家に比べて小さくても、村役を担わされるため、本家と同じレベルの持高とされるケースがあることを事例で報告している[28]。

一方、上層農の非血縁の同族である下人・門屋・抱屋もただ手をこまねいていたわけではなかった。彼らは上層農との私的な庇護・奉仕関係から抜け出そうとして、争論で名主二人制を積極的に推し進めた小農を中心とした勢力に加担し、個人としての「名主」ではなく、制度としての「名主」の権威に依存することで自らの政治的発言権の強化を試みた[29]。要するに、小農レベルの家のうち、上層農の血縁分家にあたるものは自らの血縁関係という立場を梃子に、上層農と血縁関係のないものは、上層農同士の勢力争いを梃子に、自らの政治的立場の強化を目指したのである。

白川部はこの争論の過程で、名主の選定方式が領主の任命（補任）や上層農同士の相互承認によるものから、小農レベルの家を含んだ村人による委任に変化し、「公」としての村が創出されたことを主張している[30]。つまり、名主は単なる村の有力者から、村人によって認められた村の代表になったのである。

名主が、国家権力のみならず小農層を含む村人からも、「村の代表」として認められたことは非常に重要である。なぜなら、村人が名主を「村の代表」として承認し、ある意味主体的に支配に組み込まれるメカニズムが生まれて初めて、名主は村の名において農村社会を末端まで掌握できると言えるからである。

齋藤の言葉通り「対外的交渉機能」を持つと同時に、「構成員である独立小農をその個々の意思を超えて拘束する団体」である自治村落＝近世村の成立を説明したいのであれば、大鎌は小農が政治的発言力を獲得するメカニズムについて、白川部のレベルまで踏み込んだ説明をすべきであるし、またしなければ「自治村落が独立小農を構成員とし」、「自治村落は対外交渉機能を持つ」という齋藤の定義が意味をなさないだろう。また、「自治村落の源流が中世にある」と言い切れるのかどうかも、村と小農の関係について白川部のレベルまで踏み込んで検討しなければ分からないだろう[31]。

白川部は近世の小農の土地所有、つまり営農と家の存続そのものが、「検地名請と百姓株式の二重規定性のなかに権原をおいていた」と表現する[32]。言い換えれば、近世期において小農の家の存続は基本的に国家権力と村の二重の保障を受けるものであった。また、近世中期以降検地帳の土地の名請人の系譜の継承が困難になった場合は、ある種の公共性を獲得した村が小農の家の存続を保障した。村の保障は、時には国家権力の権威に対抗するほどの力を持っていた。こうした村落による小農レベルの家に対する共済義務が、単なる理念ではなく、村落運営上の経済的・政治的必然性によって裏打ちされていたのは、前述したとおりである。要するに、小農の家は百姓株式という制度を通じて強力に村に包摂され、組織化されていったのである。

白川部は、下海瀬村本郷組で小農が発言権を増すと同時に、小農よりさらに低い社会的立場の浪人や水呑といった定住性の低い人々

の入会利用からの排除が進んでいったことを鋭く指摘している[33]。つまり、近世前期における村による家の包摂と組織化は、小農の権利の強化と共にこうした周縁的な人々の排除を伴っていったのであった。自治村落論との関連では、齋藤が述べるように[34]、戦前期の村落において極貧農層が村落共同体から排除された存在であり、したがって村落を基盤とした当時の農政がこうした極貧農層を対象としえなかったことに十分留意する必要があるだろう。

4．家が先か、村が先か――坂田聡の家論――

本稿では、議論の大前提になっているにもかかわらず、煩雑さを避けるために「家」という概念をあえて定義せず使用してきた。だが、家は大鎌に限らず自治村落論にとって非常に重要な概念であるので、筆者もこの場を借りて家に関して見解を述べておきたい。なぜならば、小農の家自体が歴史的な存在であり、中世末期に成立した比較的新しいものだからである。

小農の家の成立についてとりわけ参考になると考えられるのは、中世史研究者坂田聡の議論である。坂田は「家が先か、村が先か」という解を探すのが困難な問いをあえて立てつつ、日本の農村社会における家の一般的な成立時期について議論を行ってきた。その中で、筆者の村より先に家が成立したとの主張も批判を受けた。今でも坂田と筆者の見解は完全に一致したとは言えないが、坂田の批判には家の成立に関する数多くの興味深い論点が含まれているので、坂田と筆者の論争を紹介するとともに、それによって明らかになった新しい論点についても本章で言及しておきたい。

まず坂田は、筆者が、中世史研究者稲葉継陽の「一七世紀後半以降に、村の助力によって家が成立した」という見解を踏まえた上で、不動産物件収入を得る権利である跡式を百姓株式の前身としたことを批判する[35]。つまり、百姓階層における跡式自体は坂田が証明するように、15世紀から16世紀にかけて家産化したのであり、家産の成立が百姓株式に先行するため、村の存在を前提とした百姓株式の成立をもって家の成立とする筆者の見解は誤っているというのである。

仮に跡式の「家産」化が15～16世紀の農村で起き、それは百姓の家の成立を意味しているという坂田の主張に賛成するとしよう。だが、坂田は同じ「戦国期畿内近国の百姓の家」の中で、「中世の村が「個人」を基礎単位に据えた組織であった」とし、「跡式」・「百姓株」としての「家」を基礎単位にした近世の村とは異なるものであるとして、中世の村と近世の村（坂田によれば戦国期の村は近世の村と同義である）を、分けていることに注意しなければならない。確かに家の成立は「近世の村」に先行しているかもしれない。だが、「中世の村」は家の成立に先行しているのではないだろうか。よって、村の成立は家の成立に先行するということができる。そう考えれば、筆者と坂田の主張の間に、実質的に相違点はなくなる。

そもそも、筆者が家の成立は村の存在を前提としているという手応えを得るに至ったのは、坂田の研究によって、戦国期の村が家を

保全するシステムを持っていたことを知ってからのことであった。具体的に筆者が注目する現象は次の二点である。まず、坂田は丹波国山国荘の由緒書「山国荘名主家由緒書」を対象とした研究で、家の由緒の伝承母胎を村であるとしている。次に、先述した跡式の家産化である。一点目は家の由緒、つまり家名の保全の主体が村であったこと、そして二点目が跡式保全の主体が村であったことを示していると考えられる。二点目の跡式保全について詳しく見てみよう。

文明一五年（1483）に作られた近江国菅浦荘の「地下法度置文」（村掟）において、村の自検断（警察権力の発動）によって死罪あるいは追放罪に処せられた者の跡式（屋敷・田畑を含む財産）は、罪人の子供に相続させるべきであり、処罰を実行する村人は決して罪人の財産を差し押さえてはいけないことが定められている。坂田はこの前提として超世代的存続を希求する家意識の成立を主張する。だが、罪人の子供や配偶者にとっては、果たして親（多くの場合父や夫）を死刑にしたり、追放したりするような村に留まることが常に良いことであったのかと思うと、首をかしげざるを得ない。罪人は村と利害対立するような関係にあったから処罰されたのであり、もし坂田の言うような家意識が成立しているのであれば、むしろ親の志を継いで村と対立し続けるのが子供にとっての最優先課題かもしれないのである。そう考えると、これは親の代での怨恨は水に流すことを子供に要求したうえで、貴重な人的資源が村に留まってくれるよう村が家の問題に介入し始めたことを意味するのではないだろうか。

話をさらに複雑にしているのは、領主権力が村の問題にどの程度介入していたのかという点である。跡式保全に領主権力がどの程度介在していたのかは、坂田も坂田の研究を参照して跡式を論じた藤木も明らかにしていない[36]。坂田の論考「百姓の家と村」（2002）によると、室町時代と異なり、鎌倉時代の跡式の処分権は領主にあり、百姓の追放や逃亡、そして死亡で権利が放棄された土地は領主によって没収され、全くの別人に与えられたり、分割され、一部は領主の直営地に組み込まれたりしたという[37]。さらに、室町時代に入って村が跡式の処分権を掌握するようになった背景には村請制の成立があるという。言葉尻を捉えるような指摘になってしまうが、村が跡式の処分権を掌握しているかどうかが鎌倉時代と室町時代の差であるならば、村が跡式を保全する動きが出てきたのは14世紀となり、坂田が家の成立期とした15～16世紀より早く、村の成立が先といえるのではないだろうか。とはいえ、村請制がいつ一般化したかということは、家がいつ成立したのかと同様複雑な問題であり、現段階の筆者の限られた知識では、畿内近国に限っても既に14世紀に徴税の形態として村請制が一般的であったと断定することはできない。

家が先か、村が先かはともかく、百姓の家成立の時期をいつと考えるかの問題については、筆者の考えは変わった。確かに、「家を持つことができない不安定な下層民の存在自体は近世以降も見られるのであって、下層民の家が成立しているかを尺度として百姓の家の成立とするのは建設的な議論ではない」という坂田の指摘はもっともである。筆者は近

世に繋がる百姓の家の成立期については、最も早い地域で16世紀以前に遡ることができるというように自説を修正したい。そして、近世に百姓身分が成立してからの百姓株式は、戦国期の跡式管理システムの後身であり、戦国期より下の階層を村の基礎単位としての家に包摂することを可能にしたシステムとして改めて位置づけなおしたい。

以上、家より先に村が成立したとの前提で議論を進めてきた。それでも筆者は家が先であるのではないかという可能性を完全に排除することができない。より正確に言えば、村が先であるという主張の根拠を一度忘れ、家が村より先に成立したと仮定することで、今まで説明できなかったものが説明できるのではないかと考えてしまうのである。例えば、近世における村請制のあり方がそれにあたる。

吉田ゆり子は、『熊谷家伝記』を分析し、天正一九年（1591）の下伊那地域の村々を対象とした太閤検地の際、検地奉行が「壱人にて四拾五貫目を納候茂、拾弐人より納る茂納ル所は相替る事なし、公儀損得なければ内々は如何様共双方違乱之事さへ無之におひては、公儀は相済事」と坂部村の開発領主であった熊谷家の当主に明言したことを記している[38]。つまり、近世の領主権力にとっては熊谷家が一人で村の土地を名請けし、年貢納入に責任を負う「一人百姓」体制の村請であろうが、熊谷家の家来十二人も名請し、十二人も村請を行おうが、年貢さえ確実に取れればどちらでもよいというのが本音であった。結局、坂部村の場合は熊谷家の家来十二人（軒）も名請人として検地帳に記載されることになり、領主権力に認められた百姓となった。このことは、検地帳に百姓の個々の家を名請人として登録する近世の村請制のあり方が、実際には必ずしも領主権力にとって統治コストを最小化するものではなかったこと、そして百姓側に個々の家を名請人として登録する動機があったことを示唆している。村請ならば、村を代表する家の名か、村の名で行えば十分なはずである。つまり、このような現象は下伊那谷の村々が比較的小さいことを差し引いても、村請制が全国的に制度として「確立」する以前に、家が成立していたと考えた方がよりよく説明できるのではないだろうか。これまでは、筆者も坂田も、中世の村と近世の村の違いを厳密に議論していなかったため、家の成立のみが問題になっていた。しかし、村請制の一般化は家と村の関係を考える上だけではなく、村自体を考える上でも大きな画期となりうる出来事である。

もし、中世の村とは異なる「近世の村」というものが太閤検地による村請制の一般化を契機に新たに創出されたと考えるならば、年貢収納上必ずしも必要でない個々の家を検地帳上において領主権力に析出せしめた村側の事情は何なのだろうか。どのような力が、家が村に埋没することを妨げたのであろうか。筆者は、「近世の村」成立以前の戦国期の村における散り懸かり的被官関係がそのような力の一つではなかったかと考える。戦国期においては、個々の家や個人が、戦国大名のような村外の上位権力と積極的に庇護＝奉仕関係（被官関係）を個別に結んだ結果、同じ村に属する家や個人が別々の家臣に被官として仕えているという状況がしばしば起きた[39]。このような主従関係のインセンティブとし

て、領主側では戦の時に百姓を戦力として動員できること、そして百姓側では村内の他の百姓に対して優位に立てるということが挙げられる。領主が名主（＝名田の経営者）の任命権を持っていたため、名田の競望もそのような現象の原因として重要であったのではないかと考えられる。そして、村の中は複数の上級領主権力の村外からの働きかけによって潜在的な分裂状態にあり、家と家とが緊張関係にあったことが、自律した家成立の契機になったのではないかということである。近世に入ると、このような被官関係は一掃され、相給村を除いて、村－領主の一元的主従関係が百姓に義務付けられた。これはつまり、村人が村への一元的所属を義務付けられたことを意味する。ある意味、村人は村と主従関係を結ぶことを余儀なくされたのである。

一見、対外的には非常に一枚岩的に映る「上下なし」の惣村の村落構造や、違反者を決して許容しない戦国の村掟のあり方は、前述のように戦国期の家の利害関係がばらばらであり、ともすれば村が分解しがちな緊張状態に置かれていた可能性を念頭に置いて考えると、さらにリアリティをもって浮かび上がってくるのではないだろうか。つまり、家や個人がともすれば村の利害と必ずしも一致しない個別の利害を追究しているからこそ、平等性を志向する仲間的結合や厳しい村掟が村の結合を保つために必要であったのではないかと考えられる。

結局、中世の村と、近世の村との決定的な違いは何なのであろうか。現在の筆者に膨大な中世村落史の研究成果を踏まえてその問いに答える力量はない。筆者のフィールドの一つである神奈川県秦野市の落幡地区に残る証文でその手掛かりとなり得る記述を発見したので、本章の終わりに紹介したい。

差出申一札之事

新五郎病死ニ付後家罷在候処往々私ニ而者
相続無覚束御役所幷御組合中談合ヲ以
私身分他江縁付跡式養子ニ而家名相立
永続仕候様相願候処御承知ヒ下私儀今般身
分相応之方江縁談仕罷越候依而者跡式名跡
何れ𝑒御世話ヒ下候而も毛頭故障申間敷候且
私身之上以後病気等ニ而難渋仕候与も跡式人江
難儀為掛ヶ申間敷候尤年老候而連合之者不
仕合之方も無之哉相果候儀も有之可便方も無
之候節者格別之御勘弁ヲ以御厄介ヒ成下候様
御願申上度候為後日跡式取極差出申一札如件

落幡村
安政二卯年　　新五郎後家
七月日　　りよ　印
子安村
親類　善太郎
請人

村方
御役人中様
御組合中様

証文の内容は、りよという女性が夫新五郎の病死後、農業経営を続ける見込みがなく、家を離れるので、村と五人組がその裁量で農業経営と家名を存続させるために、百姓株式

の相続人を見つけ、養子縁組を行っても[40]異議を唱えないことを確認しておくというものである。りよが家を離れて最終的にどこに落ち着くのかははっきりとは分からないが、証文には親類である子安村の善太郎が引受人でもあると書いてあるので、一時的に善太郎を頼るのであろう。しかし、りよは、「年老」いて、「連合」の者と不運にも死に別れた場合、現在いる家で面倒を見てほしいという主張もしているので、おそらくこの証文が作成された時点で、りよは既に新しい嫁ぎ先を見つけている可能性は高い。

百姓株式をめぐる現所持者と村や五人組の駆け引きが見られて大変興味深い史料であり、後々のトラブルを防ぐために、村や五人組が証拠として作成したものであると考えられる。そして、このような証文が作成されること自体、持ち主のいない百姓株式の管理を村・五人組が恒常的に行っていることを意味しているのではないだろうか。つまり、落幡村では百姓株式の管理がシステマティックに行われており、家が村にしっかりと組み込まれていたことをこの証文は示唆している。

内容の他に着目すべき点は、証文に領主が一切登場せず、やりとりが百姓身分内部で完結しているいわば私的な世界のものであるにもかかわらず、村が「御役所」と呼ばれており、あたかも村それ自体が国家権力であるかのように扱われていることである。ここに、我々は白川部のいう村のある種の「公」としての権威を見ることはできないだろうか。そして、そのような村の「公」としての権威が、被官関係による絶え間ない領主権力の介入を前提とした中世の村落に存在しうるかということについては、家と村の関係とその歴史性を考える時、改めて検討に値する問題であると筆者は考える。

また、こうした百姓株式に対する村の強い権利と、りよの生活保障がセットになっていることも見逃せない。りよはただ単に村に百姓株式を委ねたのではなかった。その見返りとして、村によって生活保障を受けるという権利を得たのは明らかである。一般的な結論は他の実証研究を待たなければならないが、近世の村がある種の「共済装置」として機能していたことこそ、権威を小農に認められ、支持された理由ではないだろうか。

5．おわりに――残された課題――

以上、本稿では齋藤の自治村落論の批判的継承を目指し、大鎌を中心とした先行研究の不十分な点を指摘した上で、近世日本の農村社会の構造がいかなる変質を遂げることによって小農による村落自治が成立し、さらに小農が国家権力といかなる関係を結んでいたのかを村による農業経営と家の存続の観点から論じた。

なぜ自治村落が「対外的交渉機能を持ち、同時に構成員である独立小農をその個々の意思を超えて拘束する団体」なのか。これまで自治村落論に関する先行研究の説明の欠落ばかり指摘してきた筆者が、多少なりとも代替案を示せたのは大きな前進であるが、もう一年早く本稿を書き上げられなかったのは心残りである。齋藤の生前には[41]、議論は大字と農業集落が一致するかどうかという統計的な問題に集中し、村落が対外交渉能力を持つということが何を意味しているかという自治村

落論の根幹をなす問題への正面からの言及はほとんどなかった。

結論として、村落が小農の仲間的結合である共同体であり、小農の存在が意思決定に欠かせないこと、さらに小農による農業経営が村にその存続を保障されていることが、日本の特徴であると言える。そして近世の村は、農村住民の圧倒的多数派である小農を百姓株式という装置を通じて包摂し、組織化した。それは、村が百姓株式を通じて、家をコントロールすると同時に、家の構成員である村人の生活保障の義務を負うことを意味していた。つまり、近世において、日本の村は「共済装置」となったのである。よって、近世村落を基盤にしたことに、日本の農協運動の成功が――少なくとも組織率という観点から言えば――起因するのは当然の結果であると言えよう。

注

1　2017年におけるワーキンググループの状況については、舩田クラーセンさやかのブログ記事「今日の参議院農林水産委員会で農水官僚が知らなかった「小農の権利に関する国連宣言」の残りの仮訳」（URL: http://afriqclass.exblog.jp/238052205/）が詳しい。

2　英語の「peasant」や「rural area」といった用語や、他言語を英語に訳す際に実態との大きな乖離が生じるという問題については、現代ギリシャ農村と英語の関係を中心に農村社会学者メネラオス・ガルシオスが論じている（Menelaos Gartzios and Kyriaki Remondou, forthcoming）。

3　秋津元輝・松平尚也「小さな農業とは何か」『農業と経済』84－1、昭和堂、2018年、8頁。

4　大鎌や坂根は年代を考えると仕方ないとも思えるが、筆者より年齢が下で近代経済学をベースに研究している有本が、何のために「近世封建制」などという現代の経済学でも歴史学でも形骸化した概念を使用しているのか、筆者には全く理解できない。使用を強制されるような環境で執筆された原稿ではないのだから、少なくとも本人なりの定義を与えるべきであっただろう。

有本寛「村請制と自治村落の形成（改訂版）」2005、（http://www.ier.hit-u.ac.jp/~arimotoy/doc/Murauke.pdf、2017年12月19日確認）、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、223－224頁、村研ジャーナル編集委員会「村研発足60周年記念座談会　先人の足跡を今に活かす」『村落社会研究ジャーナル』40、2014、34頁。

5　齋藤は、近世以降日本の数多くの村に存在する百姓株式（後述）について、ドイツの村の市民権である「Bürgerschaft」と比較すべきだと提案する。しかし、齋藤が参考にした時代のマルクス主義的発展段階論が現在のドイツ村落史研究に通用するとは考えにくいので、ドイツ村落史研究をレビューしても、アジアの中で日本の農村社会のみがヨーロッパと似ているという齋藤説を支持する結果にならないのではないかと思われる。むしろ、先進国である西洋と後進国であるアジアの二項対立を捨て、史料に基づいて虚心坦懐に農村社会の構造を分析することが必要なのではないか。百姓株式に似たものについては、ドイツ共和国ではないが、斎藤修がスイスドイツ語圏の農村に百姓株式と似たような制度（numerus clausus：ラテン語で「数的制限」の意）があると指摘している。

齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫『自治村落の基本構造』農林統計出版2015、71頁、斎藤修『プロト工業化の時代』岩波書店2013、119－120頁（初出は1985年）。

6　戸石七生「自治村落論の通史的検討――近代初期農民諸団体の範域と農本主義的社会的分業――」『農業経済研究』、近刊。

7　坂根の自治村落論については、重要な論点は全てその著書『日本伝統社会と経済発展』において展開されている。坂根は日本の家と村の成立過程について、文化人類学的手法を導入し、東アジアや東南アジアの諸国との比較を行いながら論じているが、歴史学の観点からも、文化人類学の観点からもその方法論には大きな問題がある（具体的な批判については筆者の著書『むらと家を守った江戸時代の人びと』第一部を参照）。また、有本は、その論考「村請制と自治村落の形成」で、近世日本の領主を経済主体であると定義している。しかし、近世の領主のあり方は規模や在地性において多様であるため、有本が論文で論じているような一様の経済的な行動を取るとは考え辛い。一方、年貢を納入する側の村も一人しか領主を持たない一給村もあれば、複数の領主を持つ相給村もある。有本の近世社会論がどの程度の一般性を持ち、さらに本人の専門とする開発経済学への応用可能性がどの程度あるのかは議論の必要がある。

有本寛「村請制と自治村落の形成（改訂版）」2005、（http://www.ier.hit-u.ac.jp/~arimotoy/doc/Murauke.pdf、2017年12月19日確認）、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、戸石七生『むらと家を守った江戸時代の人びと』農山漁村文化協会2017。

8　大鎌は『日本とアジアの農業集落』の前文でアジア諸国の村落を「日本と異なる性格を持つ」「非自治村落的農業集落」と呼ぶ。その背景にある論理については、『自治村落の基本構造』における大鎌の齋藤自治村落論レビューを参照のこと。大鎌邦雄「はじめに」『日本とアジアの農業集落』清文堂2009、1－2頁、大鎌邦雄「解題」齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫編著『自治村落の基

本構造』農林統計出版2015、198－200頁。
9　植村泰夫「デサ共同体」尾形勇他編『歴史学事典　第10巻身分と共同体』弘文堂、2003、438頁。
10　倉沢愛子『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社1992、48－49頁。
11　大鎌邦雄「解題」齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫編著『自治村落の基本構造』農林統計出版2015、199頁。
12　中世史研究者清水克行は日本学術振興会の助成金を得るために、多くの研究者が比較史研究に腐心しているという状況に鑑み、近年の比較史研究が「似たもの探し」と揶揄されるのには然るべき理由があると厳しく批判し、例えば日本やアフリカのような比較史研究は意味がないという。これに対し、清水は中国との関係を軸としたアジア諸国との比較が、日本を対象とした研究では有効な手段であるとする。筆者は個人的には、比較史研究をこのような手法に限定すると文化的な相互参照関係を過大評価することになり、必ずしも研究の質の向上につながらないのではないかと考えている（例えば、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会、2011）。文化的な相互参照関係への着目が比較史の分析手法としてどの程度役に立つかは、文化的相互参照関係のない社会間の比較史研究によって評価されねばならないだろう。
　清水克行「日本中世「習俗」研究の現在」『歴史評論』779、2015、12頁。
13　杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012に所収。
14　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、305－310頁。
15　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、310頁。
16　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、306頁。
17　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、309頁。
18　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、312頁。
19　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、57－58頁。
20　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、58頁。
21　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、58頁。
22　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、34－38頁。
23　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、39頁。
24　後藤陽一「検地」『国史大辞典』吉川弘文館1985。
25　白川部達夫「元禄期の村と頼み証文」『史料が語る日本の近世』吉川弘文館2002。
26　白川部達夫「元禄期の村と頼み証文」『史料が語る日本の近世』吉川弘文館2002、243頁。
27　長谷川善計「家・同族・村落の基礎理論」長谷川善計・竹内隆夫・藤井勝・野崎敏郎『日本社会の基層構造――家・同族・村落の研究』法律文化社1991、65頁。
28　中野達哉『近世の検地と地域社会』吉川弘文館2005、271－273頁。
29　白川部達夫「元禄期の村と頼み証文」『史料が語る日本の近世』吉川弘文館2002、244頁。
30　白川部達夫「元禄期の村と頼み証文」『史料が語る日本の近世』吉川弘文館2002、244－245頁。
31　自治村落の起源について議論するのであれば、中世まで遡る必要があるという筆者の指摘に対し、齋藤は「近代の自治村落の直接的起源は近世にある」とし、ひとまず自治村落論の射程が近世を限界とすることを述べている。
　齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫『自治村落の基本構造』農林統計出版2015、58頁。
　大鎌邦雄「日本における小農社会の共同性」杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編著『歴史のなかの熱帯生存圏――温帯パラダイムを超えて――』京都大学学術出版会2012、305頁。
32　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、40頁。
33　白川部達夫「元禄期の村と頼み証文」『史料が語る日本の近世』吉川弘文館2002、245頁。
34　齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、340－342頁。
35　坂田聡「戦国期畿内近国の百姓の家」加藤彰彦・戸石七生・林研三編『家と共同性』日本経済評論社、2016。
36　藤木久志『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997、45頁。
37　坂田聡「百姓の家と村」『村の戦争と平和』中央公論新社、2002、50頁。
38　吉田ゆり子「兵農分離と身分」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座　第５巻　近世の形成』東京大学出版会、2004、149頁。
39　藤木久志『戦う村の民俗を行く』朝日新聞出版2008、45－46頁、榎原雅治『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000、431頁、稲葉継陽『戦国時代の荘園と村落』校倉書房、1998、243頁。
40　当時、養子縁組は百姓株式譲渡の手段であった。詳細は拙著『むらと家を守った江戸時代の人びと』第二部を参照のこと。
　戸石七生『むらと家を守った江戸時代の人びと』農山漁村文化協会2017。
41　自治村落論の提唱を通じて農協研究や農業経済学に大きな影響を与えられた齋藤仁先生は、去る2017年５月27日に93年の人生を閉じられた。2015年に『自治村落の基本構造』を対談形式で出版された傍ら、2016年末にも筆者の著書に自治村落論との関連でコメントを下さるなど、最晩年においても精力的に研究活動を続けられていた。ここに謹んでご冥福をお祈りする。